

福島原発避難者訴訟：第12回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第12回口頭弁論：2月12日（火）15：00から

2019年2月12日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 猪狩弘道 外71名（第1次提訴分）+横田俊彦 外89名（第2次提訴分）、合計162名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

(1) 当事者

原告： ・64世帯（31世帯+33世帯） 162名

・ いずれも、福島原発事故当時、避難区域である檜葉町、富岡町などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金35億6400万円の賠償金の支払いをせよ。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建，再出発に必要な賠償を！]

原告らは、一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性がある。そのうえで、広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく、このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。そのために、生活再建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきである。

本件はこうした観点から提起された避難者訴訟のうち、原告団グループとしては、3番目の集団の提訴事件である。

(2) 損害賠償請求の内容

本件では、現在、請求内容はふるさと喪失慰謝料について提訴している。

ふるさとを喪失したことに対する慰謝料とは、かつての自宅、また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する精神的被害に対する慰謝料であり、一人につき、金2000万円を賠償を、そしてその弁護士費用として200万円を加え合計2200万円を請求する。

第2 第12回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第1回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

今回の第12回口頭弁論は、これまで述べてきた原告、被告双方の言い分がそれなりに集まって出されてきた状況を踏まえ、第1段階の終盤戦に入ってきている状態です。

原告としては、あと、「富岡町論」という主張を補充するつもりです。これは、事故前の富岡町がどのような状況であって、事故によっていかなる変化をもたらされることになったのかについて、具体的に明らかにすることにより、富岡町に回復不能なふるさとの喪失があったことを明らかにしようとするものです。

ただこの富岡町論を展開するには、原告の皆さんの被害の実情を明らかにする陳述書を提出し、そこから材料を得る必要があります。

そこで、原告弁護団としては、陳述書を作成提出することを目下の課題としており、これらが完結して、富岡町論を展開することをもって第1段階終了、と考えております。

今回は、前回に引き続き、完成した陳述書の提出（証拠提出）を行う予

定です。

また、被告東電は、責任論に関する証拠を提出してきました。

2 第12回期日の流れ

第12回は、トータル15分程度の予定で、双方から証拠の提出を行います。このほか、意見陳述を予定しています。

意見陳述としては、原告堀本明さんをお願いしています。

3 第13回法廷

2019年4月14日（火）午後3時開始を予定しています。

この日はさらに陳述書すべてを提出しきることを予定しています。その後6月には富岡町論の主張書面を提出していきたいと考えています。

以 上